

第18期定時株主総会招集通知

その他の電子提供措置事項 (交付書面非記載事項)

第18期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

事業報告

企業集団の現況

事業所

従業員の状況

主要な借入先の状況

会社の現況

株式に関する事項

新株予約権等に関する事項

役員に関する事項

取締役の状況

重要な兼職の状況

監査等委員の財務及び会計に関する相当程度の知見

社外役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、書面交付請求をいただいた株主に対して交付する書面への記載を省略しております。

株式会社シグマクス・ホールディングス

企業集団の現況

1. 事業所 (2026年3月31日現在)

本店：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

2. 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
コンサルティング事業	708名
全社（共通）	92名
合計	800名

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 「全社（共通）」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
92名	15名増	45.4歳	8.8年

(注) 従業員数は就業人員であります。

3. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

会社の現況

1. 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 288,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 86,000,000株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | 11,959名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	8,200,000株	9.9%
株 式 会 社 イ ン タ ー ネ ッ ト イ ニ シ ア テ ィ ブ	7,920,000株	9.6%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	7,528,800株	9.1%
株 式 会 社 イ ン テ ッ ク	6,585,000株	8.0%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	6,442,545株	7.8%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 3 0 1	2,057,067株	2.5%
B N P P A R I B A S L U X E M B O U R G / 2 S / J A S D E C / F I M / L U X E M B O U R G F U N D S / U C I T S A S S E T S	2,050,000株	2.5%
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) R E I E D U U C I T S C L I E N T S N O N L E N D I N G 1 5 P C T T R E A T Y A C C O U N T	2,000,000株	2.4%
シ グ マ ク シ ス 従 業 員 持 株 会	1,761,800株	2.1%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 2 5	1,122,690株	1.4%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (3,432,127株) を控除して計算しております。
 2. 業績連動型株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有している当社株式298,220株については、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示していません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	142,000株	4名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	2,200株	2名
監査等委員である取締役	3,300株	3名

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 役員の状況

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

氏 名	地 位	重要な兼職の状況
太 田 寛	代 表 取 締 役 社 長	
田 端 信 也	代 表 取 締 役 C F O	
柴 沼 俊 一	取 締 役	
内 山 そ の	取 締 役	
江 口 真 理 子	取 締 役	アフラック生命保険株式会社 顧問 株式会社ツムラ 社外取締役
山 口 浩 明	取 締 役	株式会社インテック 常務執行役員 社会基盤事業本部長
吉 田 真 貴 子	取 締 役	東海東京証券株式会社 監査等委員である取締役
中 原 広	取締役（監査等委員・常勤）	株式会社ミロク情報サービス 社外監査役
網 谷 充 弘	取締役（監査等委員）	一橋総合法律事務所 パートナー弁護士 スタンレー電気株式会社 社外監査役 株式会社ケーユーホールディングス 監査等委員である取締役
小 見 山 満	取締役（監査等委員）	税理士法人麻布パートナーズ 総括代表社員 株式会社日東工器 社外取締役

- (注) 1. 取締役江口真理子、山口浩明氏及び吉田真貴子氏は、社外取締役であります。
2. 中原広氏、網谷充弘氏及び小見山満氏は、監査等委員である社外取締役であります。
3. 監査等委員中原広氏及び小見山満氏は、財務及び会計部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査等委員網谷充弘氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 情報収集の充実を図り、内部統制部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために中原広氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 社外取締役江口真理子氏、山口浩明氏及び吉田真貴子氏並びに監査等委員中原広氏、網谷充弘氏及び小見山満氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

	取締役会等における発言の状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	取締役会等への出席状況
社外取締役 江口真理子	アフラック生命保険株式会社の顧問を務められ、金融業界及び企業広報やサステナビリティ推進における高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会：10回中10回出席
社外取締役 山口浩明	株式会社インテックの常務執行役員社会基盤事業本部担当社会基盤事業本部長を務められ、企業経営を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会：12回中12回出席
社外取締役 吉田真貴子	総務省情報流通行政局長、総務審議官、内閣官房内閣広報官を歴任した経験を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。	取締役会：12回中12回出席
社外取締役 (監査等委員) 中原広	国税庁長官、理財局長、金融庁監督局参事官、信金中央金庫代表理事副理長等を歴任した経験を通じて培われた高度な知識と経験に基づき、発言を行っております。また、報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会で、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。	取締役会：12回中12回出席 監査等委員会：15回中15回出席
社外取締役 (監査等委員) 網谷充弘	一橋総合法律事務所のパートナー弁護士を務められ、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。	取締役会：12回中12回出席 監査等委員会：15回中15回出席
社外取締役 (監査等委員) 小見山満	公認会計士及び税理士資格を有し、税務・会計に精通されており、税務・会計の専門家としての豊富な経験と深い知識を活かして、発言を行っております。	取締役会：12回中12回出席 監査等委員会：15回中15回出席

(注) 社外取締役江口真理子氏は2025年6月24日開催の第17期定時株主総会において新たに選任されたため、出席対象となる取締役会の回数は10回であります。

②重要な兼職先である法人と当社との関係

- ・取締役江口真理子氏は、アフラック生命保険株式会社の顧問及び株式会社ツムラの社外取締役であり、各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。
- ・取締役山口浩明氏は、株式会社インテックの常務執行役員であります。兼職先は当事業年度末において持株比率8.0%の株主であり、直近事業年度における取引金額は同社の年間連結売上高の1%を超えません。
- ・取締役吉田真貴子氏は、東海東京証券株式会社の監査等委員である取締役であり、兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）中原広氏は、株式会社ミロク情報サービスの社外監査役であります。兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）網谷充弘氏は、一橋総合法律事務所のパートナー弁護士、スタンレー電気株式会社の社外監査役及び株式会社ケーユーホールディングスの監査等委員である取締役であります。各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）小見山満氏は、税理士法人麻布パートナーズの総括代表社員及び株式会社日東工器の社外取締役であります。当社は税理士法人麻布パートナーズより役務の提供等を受けておりますが、直近事業年度における取引金額は同法人の年間連結売上高の1%を超えません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の損害賠償責任を、法令の限度において限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき、当社が取締役（業務執行取締役等であるものを除く）と締結した責任限定契約の内容の概要は次の通りであります。

(取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約)

本契約締結後、本役員が会社法第423条に基づき損害を賠償する責任を負う場合において、本役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、本役員の会社に対する責任は、会社法第425条第1項で定められる最低責任限度額を限度とする。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

35,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39,500千円

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額及び当該報酬に同意した理由

会計監査人作成の2025年11月5日付「監査及び期中レビュー計画概要説明」及び会計監査人のヒアリングに基づき検討したところ、代表取締役CFOから受領した3月18日付「FY25トーマツ監査報酬案」は、適正な監査品質を確保するための水準として妥当なものと判断されることから同意しました。

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、効率性、指導性等を総合勘案し、当社の会計監査人として相応しくない場合、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要及び当該体制の運用状況は、下記の通りであります。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議その他重要な会議の議事録及びその他取締役の職務執行に係る文書を、適切な状態で、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社は、文書管理に関する規程を制定し、主管部署を置くとともに、これらの文書又は電磁的媒体の管理、保存方法及び保存期間等について具体的に定める。

(運用状況)

文書管理規程に従い、各種重要会議体の議事録等を適切に記録・保存した。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務に伴うリスクについては、当社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、市場関連リスク、投資リスク、システムリスク、ブランドリスク、人財リスク、知財リスク及び事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針、体制及び手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

(運用状況)

リスク管理基本方針、リスク管理規程に従って、主管部署において対応するとともに、経営会議等において、リスク管理実施状況の報告・協議を行った。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社事業の内容に則した人財育成と働く環境の整備に関する方針を踏まえた上で、毎年の事業計画を取締役に決定し、各部署は当該年度の事業計画達成のための戦略及び実行予算を策定する。

(運用状況)

事業計画は、経営会議による議論を経て取締役会において決定され、その内容は全社員に開示・徹底された。経営会議において計画と実績の差異分析がレビューされ、その要点が取締役に報告された。経営計数予測の手法についても経営会議等にて改善審議が継続された。

- (4) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、取締役及び使用人が法令を遵守し、企業倫理に則った行動を取る企業風土の醸成を図るため、シグマクシス・グループ人権方針、コンプライアンス行動指針、サステナビリティ基本方針及びコンプライアンス組織・運営規程を制定する。
 - ② 当社は、法令遵守体制を実効性あるものとするため、当社経営会議でチーフ・コンプライアンス・オフィサーを選任し、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、当社内におけるコンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括し、コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーの統括の下、取締役及び使用人に対して法令遵守意識を浸透させるべく、シグマクシス・グループ人権方針、コンプライアンス行動指針、サステナビリティ基本方針及びコンプライアンス組織・運営規程の周知徹底のため、研修の定期的実施等の活動を推進し、管理する。
 - ③ 当社は、公益通報制度に関する運用規程を制定するとともに、これに基づいて、法令違反又はシグマクシス・グループ人権方針、コンプライアンス行動指針、サステナビリティ基本方針若しくはコンプライアンス組織・運営規程に照らして疑義がある行為若しくは事実について、使用人等が当社に対して直接情報提供する手段として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置して、公益通報制度を整備する。
 - ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
 - ⑤ 贈収賄の禁止及び贈収賄防止に向けた取り組みを宣言し、不正行為の発見と防止につとめる。

(運用状況)

経営意思決定における法的適合性は、必要に応じ外部専門家と相談しつつ担保した。法令、定款、取締役会規則等に基づく職務権限規程が定められており、それに従って運用された。

コンプライアンス行動指針が制定され、企業倫理ホットライン・外部弁護士事務所通報システムが運用されている。またコンプライアンス委員会等を開催し、運営をモニタリングしており、必要に応じて外部専門家と相談を行った。コンプライアンス委員会は、チーフ・コンプライアンス・オフィサーが経営執行者として統括し、重要事項は経営会議にて審議された。さらに全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施した。

また反社会的勢力とは一切の関係を持たないレビュープロセスを実行した。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社及び関連会社に関しては、当社子会社及び関連会社ごとに当社内に管理担当を定め、定量情報及び定性情報の把握並びに役職員派遣、職務権限の制定及び議決権行使を通じて業務の適正を確保する。
- ② 当社は、当社子会社の取締役及び使用人に対し、当社子会社の業務執行に係る重要事項に関して、報告又は当社の承認を得ることを求め、また、当社子会社について、当社による内部監査を実施する。
- ③ 当社は、当社子会社の事業の特性に応じて社内規程を整備し、当社が整備する公益通報制度への参加を求める。
- ④ 当社は、当社子会社の業務に伴うリスクについては、当社子会社が提供するサービスに係る品質リスク、情報管理リスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、信用リスク、市場関連リスク、投資リスク、システムリスク、ブランドリスク、人財リスク、知財リスク及び事業継続リスクに分類し、リスクごとに主管部署を定め、当該主管部署においてリスク管理のための方針、体制及び手続を定める。新たに発生した種類のリスクについては、速やかに主管部署を定めた上、当該主管部署において対応する。

(運用状況)

関係会社管理規程に基づき、株主総会での議決権行使、役員のパイプラインなどにより、モニタリングを行いグループのガバナンスを確保した。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）から、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を配置することを要請された場合には、速やかに適切な取締役及び使用人を配置するものとする。

(運用状況)

監査等委員会補助者を1名配置している。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性及び実効性の確保に関する事項

監査等委員が指示した補助業務については、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人への指揮命令は監査等委員のみが行うとともに、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員の意見を聴取の上決定する。

(運用状況)

監査等委員会補助者の評価は監査等委員会の意見を加味して決定した。

(8) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を除く）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する事項

- ① 当社の取締役（監査等委員を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査等委員の出席する当社取締役会及び経営会議その他重要な会議において、自らの担当する職務の執行の状況を報告する。
- ② 当社の取締役（監査等委員を除く）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、法令、定款又はシグマクシス・グループ人権方針、コンプライアンス行動指針、サステナビリティ基本方針若しくはコンプライアンス組織・運営規程に違反する行為等、当社若しくは当社子会社の業務若しくは財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項若しくはその他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合又は子会社の取締役及び使用人若しくはこれらの者から報告を受けた場合、遅滞なく当社の監査等委員に報告を行うものとし、これらの者から当該事項の発見につき報告を受けた者も同様とする。
- ③ 前号により報告すべき者が、監査等委員会への報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

（運用状況）

監査等委員は、取締役会のほか、経営会議、内部監査定例会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、取締役及び使用人等と面談あるいは意見交換等を実施した。

(9) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査等委員からの請求に基づき、当社において速やかに処理する。

（運用状況）

監査等委員からの請求に基づき、適切に精算を行った。

(10) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査等委員は、会社が対処すべき課題、監査等委員会の監査等の環境整備の状況又は監査上の重要課題等について、業務執行取締役、内部監査人、会計監査人又は子会社の取締役若しくは使用人などと意見を交換する。
- ② 当社並びに当社子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員が当社若しくは当社子会社の事業の報告を求めた場合又は当社若しくは当社子会社の業務若しくは財務の状況を調査する場合は、これに協力する。

(運用状況)

監査等委員会は、監査等委員会のほか、監査等委員情報共有会、内部監査定例会、会計監査人との協議会を通じて、社内関係部署、内部監査人、会計監査人等との連携及び必要な情報共有等を行い、財務報告の信頼性を含む監査の実効性を高めた。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社はキャッシュ・アロケーション及び株主還元について「社員・株主・社会へのバランスのとれた価値還元を継続的に実施するため、中長期的に持続的な成長のための投資、リスク許容できる株主資本の水準を適正に保持する」ことを基本方針としております。株主還元のうち配当については、業績に連動した利益還元を行い、かつ安定的な配当の維持に努めることとしており、配当性向目標を50%（2030年3月期）と定めております。

当期の剰余金の配当につきましては、業績など総合的に検討いたしました結果、取締役会決議により1株当たり年間配当金を26円といたします。この結果、当期の配当性向は目標値の50%を超える水準となりました。

◎ 本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) (単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,000,000	2,516,524	12,486,582	△3,763,801	14,239,304
当期変動額					
剰余金の配当			△1,788,958		△1,788,958
親会社株主に帰属する当期純利益			3,971,882		3,971,882
自己株式の取得				△2,627,933	△2,627,933
自己株式の処分		104,739		562,846	667,585
自己株式の消却		△2,556,519		2,556,519	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,185,255	△1,185,255		－
連結除外に伴う利益剰余金減少			△27,005		△27,005
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	△1,266,525	970,663	491,431	195,570
当期末残高	3,000,000	1,250,000	13,457,245	△3,272,370	14,434,875

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	32,732	32,732	14,272,037
当期変動額			
剰余金の配当			△1,788,958
親会社株主に帰属する当期純利益			3,971,882
自己株式の取得			△2,627,933
自己株式の処分			667,585
自己株式の消却			－
利益剰余金から資本剰余金への振替			－
連結除外に伴う利益剰余金減少			△27,005
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△205,065	△205,065	△205,065
当期変動額合計	△205,065	△205,065	△9,495
当期末残高	△172,332	△172,332	14,262,542

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

- ① 連結子会社の数 1社
- ② 連結子会社の名称 (株)シグマクシス
- ③ 連結の範囲の変更

株式会社SXF及び株式会社SXDは、全株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

株式会社シグマクシス・インベストメントは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため連結の範囲から除外しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 満期保有目的の有価証券

償却原価法（定額法）

2) その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

- ・ 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産除く） 定率法

但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

主な耐用年数

建物 15年～39年

工具器具備品 2年～15年

- ・無形固定資産

主な耐用年数

自社利用のソフトウェア

定額法 5年

- ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

- ・賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

- ・株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社及び当社グループ会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

また、執行役員への譲渡制限付株式の給付に備えるため、取締役会で決議された株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ・役員株式給付引当金

取締役向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

コンサルティング事業において、主として顧客と合意したコンサルティングサービスが履行義務であります。当該履行義務を充足する通常の時点は、主としてサービス期間に応じ、一定期間で履行義務を充足すると判断しており、契約締結時に顧客との合意の上で定めた月次進捗度に応じて収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

・ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建その他有価証券は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

・ 法人税及び地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税の会計処理及び開示並びにこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

・ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

取締役に対する業績連動型株式報酬は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じた処理を行っております。

執行役員に対する株式報酬は、執務対象期間の執務結果に基づき執行役員に発生した金銭債権を現物出資し譲渡制限付株式を給付するものであるため、執務対象期間（連結会計年度）の経過に応じて費用計上を行っております。費用計上額は給付見込み株式数、執務対象期間の経過期間及び株式の時価に基づき算出しております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬は、対象期間に係る譲渡制限付株式報酬として取締役に対する金銭債権報酬を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付するものであるため、対象期間の経過に応じて費用計上を行っております。費用計上額は株式数、対象期間の経過期間及び株式の時価に基づき算出しております。

(追加情報)

・従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、株式給付信託（J-ESOP）制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」という。）に対して当社株式を給付することにより、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。当社従業員に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は当連結会計年度末395,451千円、また、株式数は当連結会計年度末691,000株であります。

・取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、業績達成度等に依りて当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される業績連動型の株式報酬制度です。本制度は経営人財確保のための報酬体系を整備するものであります。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は、当連結会計年度末101,026千円、また、株式数は当連結会計年度末298,220株であります。

・停止した投資事業に関する投資有価証券、収益及び費用の計上区分

当社グループの成長戦略に基づき、足元のグロース市場の環境もふまえ、2025年5月に投資事業を停止し、株式会社シグマクス・インベストメントは2025年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。この結果、連結貸借対照表でこれまで流動資産に計上していた「営業投資有価証券」を固定資産の「投資有価証券」に計上しております。

また、連結損益計算書において、2025年5月8日以降、当該投資有価証券に係る損益を、「売上高」及び「売上原価」から「営業外損益」または「特別損益」に計上する方法（受取配当金を営業外収益に計上。運用資産の損益を営業外損益に、その他の投資有価証券の損益を特別損益に計上）に変更しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「土地」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「土地」は3,025千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記しておりました特別損失の「固定資産除却損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は57,520千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 連結計算書類に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

当社グループにおいては、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）に従い、法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産を計上しております。当該繰延税金資産の回収可能性の前提となる将来事業計画には今後の経済動向等、重要な不確実性が含まれると判断しております。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 463,417千円

(3) 会計上の見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、税務上の一時差異のうち回収可能性が認められるものを計上しております。連結会計年度末においては今後の一定期間の課税所得の発生を前提として回収可能性を判断しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、将来課税所得の見積りにおける将来の事業計画であります。将来の事業計画は、事業環境の変化等による影響を受けますが、現在の状況及び入手可能な情報等による合理的な仮定に基づき見積ることとしております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(投資有価証券の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券（非上場株式） 1,807,732千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

非上場株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときに減損処理を行います。回復可能性が十分と見積られる場合には、減損処理を行わないことがあります。超過収益力が当連結会計年度末日において維持されているか否かを評価する際には、投資先企業ごとに入手し得る直近の実績データを収集し、業績や資金調達状況を踏まえて、投資先の事業進捗状況や市場環境、事業特性等を総合的に評価して判断しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

各投資先企業の事業計画に含まれる重要業績評価指標（収益、利益及び事業特性に応じた特定の項目等）であります。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

これらの投資有価証券の評価においては、各投資先企業の市場環境の変化等により影響を受ける可能性があり、投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合や、回復可能性が十分ではないと見積られる場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において投資有価証券評価損を計上する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 661,739千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 86,000,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

2025年5月8日付取締役会決議

1) 配当金の総額 1,788,958千円

2) 配当の原資 利益剰余金

3) 1株当たり配当額 21円

4) 基準日 2025年3月31日

5) 効力発生日 2025年6月6日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）制度において、信託口が保有する株式に対する配当金25,347千円及び業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式に対する配当金5,785千円が含まれています。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年5月8日付取締役会決議

普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額 2,146,764千円

2) 配当の原資 利益剰余金

3) 1株当たり配当額 26円

4) 基準日 2026年3月31日

5) 効力発生日 2026年6月8日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託（J-ESOP）制度において、信託口が保有する株式に対する配当金17,966千円及び業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する株式に対する配当金7,753千円が含まれています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金については自己資金にて対応しております。余資については、安全性、収益性、流動性及びリスクのバランスを考慮した金融資産にて運用しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続してモニタリングしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券	3,193,990	3,185,210	△8,780

(注1) 市場価格のない株式等

非上場株式（連結貸借対照表計上額1,807,732千円）については上表には含めておりません。

(注2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という）第24-16項に従い、投資事業組合出資等は上表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資事業組合出資等の金額は1,272,411千円であります。

(注3) 投資信託

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及びその他有価証券				
株式	2,244,809	—	—	2,244,809
投資信託	—	—	—	—

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	－	491,220	－	491,220

(注1) 時価の算定に基づいた評価技法及びインプットの説明

上場株式、上場投資信託及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び上場投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(注2) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託については含めておりません。当該投資信託の連結貸借対照表計上額は449,181千円であります。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

収益認識の時期別に分解した金額は、以下の通りであります。

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	合計
一時点で移転される財又はサービス	366,955
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	23,464,050
顧客との契約から生じる収益	23,831,005
その他の収益	－
外部顧客への売上高	23,831,005

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3)会計方針に関する事項
④重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は主に、履行義務を充足した収益にかかる未請求売上債権であります。契約資産は、請求時に売掛金へ振替えられます。契約負債は主に顧客からの前受金であります。

契約資産及び契約負債の残高は、147,458千円及び2,516千円であります。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、65,777千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 174円83銭

1株当たり当期純利益 47円67銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数については、株式給付信託 (J-ESOP) 制度及び業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する当社株式989,220株 (期中平均1,027,933株) を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,000,000	1,250,000	1,266,524	2,516,524	8,922,560	8,922,560
当期変動額						
剰余金の配当					△1,788,958	△1,788,958
当期純利益					4,455,613	4,455,613
自己株式の取得						
自己株式の処分			104,739	104,739		
自己株式の消却			△2,556,519	△2,556,519		
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,185,255	1,185,255	△1,185,255	△1,185,255
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	△1,266,524	△1,266,524	1,481,399	1,481,399
当期末残高	3,000,000	1,250,000	-	1,250,000	10,403,960	10,403,960

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△3,763,801	10,675,282	96,962	96,962	10,772,245
当期変動額					
剰余金の配当		△1,788,958			△1,788,958
当期純利益		4,455,613			4,455,613
自己株式の取得	△2,627,933	△2,627,933			△2,627,933
自己株式の処分	562,846	667,585			667,585
自己株式の消却	2,556,519	-			-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△269,494	△269,494	△269,494
当期変動額合計	491,431	706,305	△269,494	△269,494	436,812
当期末残高	△3,272,370	11,381,590	△172,532	△172,532	11,209,057

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の有価証券

償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

・投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産除く） 定率法

但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15年～39年

工具器具備品 2年～15年

② 無形固定資産

主な耐用年数

自社利用のソフトウェア 定額法 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

・ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社及び当社グループ会社の従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

また、執行役員への譲渡制限付株式の給付に備えるため、取締役会で決議された株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

・ 役員株式給付引当金

取締役向け株式交付規程に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社へのバックオフィス業務の提供料及び受取配当金等となります。契約内容に応じたサービスを子会社へ提供することが履行義務であり、バックオフィス業務等の提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益を認識しています。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・ 法人税及び地方法人税の会計処理並びにこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、法人税及び地方法人税の会計処理及び開示並びにこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

- ・ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

取締役に対する業績連動型株式報酬は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じた処理を行っております。

執行役員に対する株式報酬は、執務対象期間の執務結果に基づき執行役員に発生した金銭債権を現物出資し譲渡制限付株式を給付するものであるため、執務対象期間（事業年度）の経過に応じて費用計上を行っております。費用計上額は給付見込み株式数、執務対象期間の経過期間及び株式の時価に基づき算出しております。

取締役に対する譲渡制限付株式報酬は、対象期間に係る譲渡制限付株式報酬として取締役に対する金銭債権報酬を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付するものであるため、対象期間の経過に応じて費用計上を行っております。費用計上額は株式数、対象期間の経過期間及び株式の時価に基づき算出しております。

（追加情報）

- ・ 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、株式給付信託(J-ESOP)制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社及び当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」という。）に対して当社株式を給付することにより、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的としております。当社従業員に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は当事業年度末395,451千円、また、株式数は当事業年度末691,000株であります。

・取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、業績達成度等に依りて当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される業績連動型の株式報酬制度です。本制度は経営人財確保のための報酬体系を整備するものであります。

当該信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を採用しており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、信託口が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部において自己株式として表示しております。なお、信託口が所有する当社株式の帳簿価額は、当事業年度末101,026千円、また、株式数は、当事業年度末298,220株であります。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「土地」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「土地」は3,025千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(投資有価証券の評価)

①当事業年度の計算書類に計上した金額

当社グループは、2025年5月に投資事業を停止し、7月に株式会社シグマクス・インベストメントを当社に吸収合併しました。そのため、当事業年度の計算書類において、投資有価証券として非上場株式1,809,732千円を計上しております。

②会計上の見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「3.会計上の見積りに関する注記（投資有価証券の評価）」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	652,739千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	180,126千円
② 短期金銭債務	2,289千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	8,842,960千円
その他	97,518千円
営業取引以外による取引高	22,541千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- ・当事業年度の末日における自己株式の種類 普通株式
- ・当事業年度の末日における自己株式の数 4,421,347株

(注) 株式給付信託 (J-ESOP) 制度及び業績連動型株式報酬制度において、信託口が保有する当社株式989,220株を自己株式として表示しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

譲渡制限付株式報酬 (役員)	166,118千円
譲渡制限付株式報酬 (執行役員)	241,534千円
投資有価証券評価損	249,100千円
その他	255,702千円

繰延税金資産小計 912,456千円

評価性引当額 △443,157千円

繰延税金資産合計 469,298千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	62,900千円
その他	5,416千円

繰延税金負債合計 68,317千円

繰延税金資産(負債)の純額 400,981千円

8. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)シグマクス	所有 直接100.0	役務の提供 役員の兼務	バックオフィス業務等(注1)	5,390,472	売掛金	179,366
				配当金の受取	3,400,000	—	—
			資金の援助(注2)	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	2,100,000 2,100,000 2,703	—	—
子会社	(株)シグマクス・インベストメント	所有 直接100.0	資金の援助(注2)	債権放棄 利息の受取	119,746 11,549	—	—
子会社	(株)SXD	所有 直接100.0	資金の援助(注2)	資金の貸付 資金の回収 利息の受取	170,000 240,000 489	—	—
役員及びその近親者	倉重英樹(注5)	被所有 直接1.2	当社ファウンダー名譽会長	ファウンダー名譽会長業務の委嘱(注3)	144,000	—	—
	富村隆一(注5)	被所有 直接0.1	当社社長及び株式会社シグマクス取締役会長	自己株式の取得(注4)	228,138	—	—
				顧問業務の委嘱(注3)	59,100	—	—

(1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、業務内容を勘案して、交渉の上決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 契約の内容に基づき、両者協議のうえ決定しております。

(注4) 2025年8月5日開催の取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は2025年8月5日の終値によるものであります。

(注5) 退任した当社元代表取締役社長であります。

(3) 当社は、2025年7月1日付で、株式会社シグマクス・インベストメントを吸収合併いたしました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。なお、議決権等の所有割合は、直前の所有割合を記載しております。

(4) 当社は、2025年10月1日付で、株式会社SXDの株式を譲渡いたしました。このため、株式会社SXDは当社の関連当事者ではなくなっており、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。なお、議決権等の所有割合は、直前の所有割合を記載しております。

(5) 当社は、2025年7月1日付で、株式会社シグマクス・インベストメントを吸収合併いたしました。このため、同社に対する119,746千円について債権放棄を行っております。なお、債権放棄に伴い、85,400千円の関係会社整理損を特別損失として計上しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 137円40銭

1株当たり当期純利益 53円47銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる期中平均株式数については、株式給付信託(J-ESOP)制度及び業績連動型株式報酬制度において、信託口が所有する当社株式989,220株(期中平均1,027,933株)を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

11. 企業結合等に関する注記

連結子会社の吸収合併

当社は、2025年5月8日開催の当社取締役会において、株式会社シグマクシス・インベストメントを吸収合併することを決議し、2025年7月1日付けで吸収合併いたしました。

(1)取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

名称 株式会社シグマクシス・インベストメント

事業の内容

- ・株式、債券等への投資
- ・投資事業組合の財産運用及び管理
- ・企業経営及びM&Aに関するコンサルティング
- ・価値創造を支援する投資業務全般

②企業結合日

2025年7月1日(効力発生日)

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社シグマクシス・インベストメントを吸収合併消滅会社とする吸収合併(簡易合併・略式合併)。

本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収合併であり、株式会社シグマクシス・インベストメントにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併であるため、いずれも合併契約承認に関する株主総会を開催いたしません。

④企業結合の目的

当社グループの成長戦略に基づき、足元のグロース市場の環境もふまえ、投資事業については事業を停止し、株式会社シグマクシス・インベストメントを当社に吸収合併することといたしました。投資事業でこれまで培った投資能力は、今後の当社グループの事業成長におむけたM&Aやお客様との共同出資等のための価値共創機能として、持株会社において活用することといたします。

⑤結合による割当内容

当社の完全子会社との合併であるため、本合併による新株の発行及び金銭等の交付はありません。

(2)取引の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。